

尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月8日

尾道市長 平谷祐宏

## 尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電力コストを低減し、経営の安定化を図り、もって本市の商工業の振興及び雇用の場の確保に資することを目的に、LED照明設備を導入する者に対し、尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、尾道市補助金交付規則（昭和38年規則第18号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LED照明設備 光源に発光ダイオードを使用した照明設備をいう。
- (2) 事業所 工場、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、病院その他の人及び設備を有し、継続的に事業活動が行われる場所をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、一般社団法人、特定非営利活動促進

法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、農事組合法人、医療法人及び社会福祉法人をいう。

(4) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体（同項第4号に掲げるものを除く。）をいう。

(5) 商店街組織 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業団体の組織に関する法律第9条ただし書に規定する商店街組合及び商店街を形成する任意の団体のうち、規約等により代表者の定めがあり、かつ、財産の管理を適正に行うことができるものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請する日の属する月の前月において中小企業者等、中小企業団体、商店街組織又はその他これらに準ずるものとして市長が認めるもののうち、当該日に市内に事業所を有するものであって、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市内の事業所、共同施設等において、令和5年2月28日までにLED照明設備の設置（既存のLED照明設備以外の照明設備（以下「既存の照明設備」という。）からの交換（LED照明以外の電球、蛍光灯等からLED照明の電球、蛍光灯等へ交換する場合を含む。以下同じ）、LED照明設備の新設又は増設を含む。以下同じ。）をし、これに要した経費の支払を完了すること。

(2) 第5条第1項に規定する補助対象経費が10万円以上であること。

(3) 補助金の交付の決定を受ける前に今回申請するLED照明設備の設置をしていないこと。

(4) 国、地方公共団体その他の団体から今回申請するLED照明設備の設置に係る補助金又はこれに類するものの交付を受けていないこと。

(5) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

(1) 代表者、従業員等が尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等であるとき。

(2) その他市長が補助金を交付することが適当でないとするとき。

（LED照明設備の購入等）

第4条 LED照明設備の設置に当たり、LED照明設備を購入する場合及びLED照明設備の設置の工事を事業者に請け負わせる場合には、市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業者に限るものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

（補助金の対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、次の各号のいずれかに該当する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、含まないものとする。

(1) LED照明設備の購入に要する経費

(2) LED照明設備の設置に要する経費のうち、補助対象者が直接実施することができない工事に要する経費

2 既存の照明設備からの交換を伴わない既存の照明設備の撤去又は処分  
分に要する経費は、補助対象経費としなない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1事業者につき、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)とし、その上限額は、100万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金交付申請書(別記様式第1号)を令和4年9月30日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1事業者につき1回限りとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、当該申請者に対し、尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)は、LED照明設備の設置の内容及び経費の配分を変更し、又はLED照明設備の設置を中止しようとするときは、尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金事業計画変更等承認申請書(別記様式第4号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更である場合は、この限りで

ない。

2 補助対象事業者は、LED照明設備の設置が予定していた期間内に完了しない場合又はLED照明設備の設置の実施が困難となった場合は、あらかじめ市長に報告してその指示を受けなければならない。

(交付決定の変更)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、内容を審査の上、承認することを決定したときは、尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金交付決定変更等通知書(別記様式第5号)により、当該補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、LED照明設備の設置が完了した日から30日を経過する日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに、尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金実績報告書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金交付額確定通知書(別記様式第7号。以下「交付額確定通知書」という。)により、速やかに当該補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助対象事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに尾道市事業所LED照明設備設置等促進補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由によることなく補助金の交付に係る事業所において、補助金の額の確定の日から5年を経過する日までに、LED照明設備を処分し、又は市外の事業所等に移設したとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(検査)

第17条 補助対象事業者は、市長がこの要綱によるLED照明設備の設置に係る運営及び経理等の状況について検査を求めた場合又はこの要綱によるLED照明設備の設置について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

別表（第9条関係）

軽微な変更

区分	内容
経費の変更	交付申請時の補助対象経費から20パーセント未満の減少が見込まれる場合
LED照明設備の設置内容の変更	計画の進捗により、数量の変更、設備等能力の大小など、LED照明設備の設置の目的達成に支障を来たすおそれのない範囲での変更が見込まれる場合